

お知らせ

申請者各位

令和3年12月22日
経済産業省
農水産室

令和3年度の関税分類番号(HSコード)の改正に伴う 水産物の特殊輸入割当てに係る申請等について

輸入割当品目（水産物）のうち、「すけそうだら」、「たら」、「ほたて貝」、「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」、「水産物」、「あじ」、「いわし」、「にしん」、「さば」、「干しするめ」及び「いか」の関税分類番号（HSコード）が一部改正され、令和4年1月1日から施行されます（別紙参照）。

このため、申請者におかれましては、令和4年1月1日以降の水産物の特殊輸入割当てに係る対応は、以下のとおりとなりますので御承知おきください。

なお、令和3年12月31日以前に交付された輸入承認証（IL）は、ILに記載されているHSコードの変更は不要なため、特段の手続きはありません。また、延長又は内容変更する場合であっても、ILに記載されているHSコードの変更は不要です。

（１）電子申請の場合

令和4年1月1日以降に電子申請する場合、同日から改正後の新HSコードが自動で表示されますので、特段の対応は不要です。

（２）紙申請の場合

令和4年1月1日以降に紙申請する場合、新HSコードのうち該当するHSコードを記載してください。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
農林畜産班
TEL：03-3501-0532
FAX：03-3501-6006

(別紙)

■「すけそうだら」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「たら」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「ほたて貝」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
03・07	03・07
	<u>03・09</u>

■「ぶり・さんま・貝柱及び煮干し」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
03・07	03・07
	<u>03・09</u>

■「水産物」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
03・07	03・07
	<u>03・09</u>

■「あじ」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「いわし」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「にしん」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「さば」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
0301・99-2	0301・99-2
03・02	03・02
03・03	03・03
03・04	03・04
03・05	03・05
	<u>03・09</u>

■「干しするめ」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
03・07	03・07
	<u>03・09</u>

※「干しするめ」とは、水分量 30%未満のものをいいます。

■「いか」の HS コード

現行	改正後（令和 4 年 1 月 1 日から）
03・07	03・07
	<u>03・09</u>

※「いか」とは、水分量 30%以上のものをいいます。